

平成 26 年 12 月 25 日

各 位

本社所在地 大阪市中央区久太郎町三丁目 6 番 8 号
会社名 夢の街創造委員会株式会社
代表者 代表取締役社長 中村 利江
(コード番号: 2484 東京証券取引所 JASDAQ 市場)
問合せ先 取締役 業務支援本部管掌
洲崎 由佳
TEL: 03-6880-3852
URL: <http://www.yumenomachi.co.jp/>

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社従業員ならびに当社子会社の従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

平成 26 年 12 月 11 日にリリースいたしました「ストック・オプション（新株予約権）の消滅に関するお知らせ」のとおり、平成 26 年 4 月 1 日発行の第 8 回新株予約権は、割当対象者全員より権利放棄する意向を受け、消滅することとなりました。

本日開催の当社取締役会において、発行することを決議いたしました新株予約権は、上記消滅した新株予約権に代わるインセンティブプランとして、当社および当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主と株価を意識した経営を推進し、当社の企業価値向上に資することを目的とするものです。

なお、当該新株予約権の行使があった場合には、自己株式を交付する予定であり、新規の株式は発行いたしません。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

夢の街創造委員会株式会社 第 10 回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式 77,600 株とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は 200 株とする。

なお、当社取締役会による新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は取締役会の

決議をもって、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の総数

388 個

上記総数は、割当予定数であり、引受の申込みがされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少した場合は、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の割当を受ける者および割当数

当社従業員ならびに当社子会社の従業員（合計 76 名）を割当対象とし、新株予約権 388 個を割当てる。

上記割当数は割当予定数であり、引受の申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権の払込み金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(6) 新株予約権の割当日

平成 27 年 1 月 14 日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権 1 個あたりの金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込み金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該価額が新株予約権の割当日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。調整後行使価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合または新株を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。（時価とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、1 円未満を切り捨てる。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、株式の新規発行を行う場合には「処分する自己株式数」を「新規発行株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議をもって、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

- (8) 新株予約権の権利行使期間
平成 29 年 1 月 15 日から平成 36 年 1 月 14 日まで
- (9) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年等の事由による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 各新株予約権は、1 個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
 - ③ 新株予約権の相続、譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
 - ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (10) 新株予約権の取得の事由および条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合または「新株予約権割当契約」に定める取得事由に該当することとなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (11) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 組織再編行為時における新株予約権の処理の方針等
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2)新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じ

て決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(7)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法」③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
上記「(8)新株予約権の権利行使期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(8)新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「(12)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(10)新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

(14) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。

以 上